

令和7年度船橋市地域防災計画 主な修正概要

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画であり、本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

この度、行政組織の改正及び国の防災基本計画の修正等を反映し、地域防災計画(本編・資料編)の修正を行います。

1 市行政組織の改正に伴う修正

令和6年4月1日および令和7年4月1日付の市の組織改正に伴い、災害対応にあたる班構成の変更を行うとともに、新設となる課の追加や課名の変更等を行います。(地震2.1-19)

その他該当ページ	
地震	1. 1-1/1-2/4-4/10-2 2. 1-1/1-2/1-6/1-10/1-14/1-21/2-11/3-6/6-3/6-4/15-5/15-6
風水害	1. 1-1/1-2/10-1 2. 1-1/1-2/1-7/1-9/1-11/1-15/3-3/8-4
事故	2. 1-4/1-5
その他	1. 2-1/3-1
資料編	資料3

2 国の防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する国の防災対策に関する基本的な計画であり、令和6年6月28日付で、施策の進展や令和6年能登半島地震を踏まえた修正が行われたところです。この修正を受け、市の災害対応方針等について修正を行います。

① 避難所の良好な生活環境の確保

市では避難所の簡易ベッドについては、発災後、協定を締結している民間事業者から段ボールベッドの提供を受ける想定としていましたが、発災当初より、生活環境を確保するため、一定数の段ボールベッドを購入し、拠点となる施設や福祉避難所に設置することとしたので、このことについて明記しました。(地震1.9-4)

また、トイレ環境の確保については、電気や水道が停止しても使用できるマンホールトイレ、組立式簡易トイレ、携帯トイレなどを備蓄していますが、今年度から新たにトイレカー1台を配備することを記載しました。(地震1.6-5)



段ボールベッドのイメージ



大型トイレカーのイメージ

② 避難所におけるペットの受入

本市では原則として、避難所へのペット同行避難を可能としており、飼い主が日頃から備えておくべき事項や、避難所等運営者がペット同行避難者の受け入れる方法などについて、市民に事前に周知を図ることを目的として、「ペットと安全に避難するためのハンドブック」を作成しております。本ハンドブックについて、より幅広く市民へ周知することを記載しました。(地震 1.5-8)

③ 応援職員等の宿泊場所の確保

市外からの応援職員の宿泊場所は、応援側が確保することを基本としておりますが、応援職員等に紹介できるよう、平時から宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることが求められています。

本市において、市内のホテル等についてあらかじめリスト化することで、応援職員への迅速な情報提供を行うことができる体制を整えることを記載しました。(地震 2.1-33)

④ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の派遣要請

避難所の防疫・衛生活動の一環として、必要に応じて災害医療対策本部から、避難所等での健康危機管理を担う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や、災害時感染制御支援チーム(DICT)の派遣を要請することを記載しました。(地震 2.14-8)

その他該当ページ	
地震	2.1-17/1-18/8-1

⑤ その他

- ・車中泊避難場所の検討について記載 (地震 1.5-3)
- ・非常持出品の備蓄促進や建物の不燃化対策について記載 (地震 1.1-2、4-6)
- ・緊急通行車両確認標章等の交付方法の変更について反映 (地震 2.9-2)
- ・災害時に備えた保健師等の研修・訓練について記載 (地震 1.2-2)

3 その他市の対応方針の変更等に伴う修正

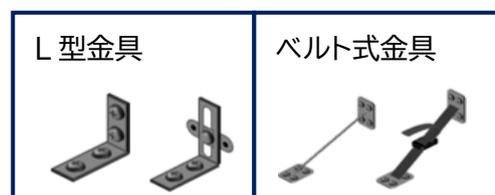
① 防災行政無線(固定局)の整備

現在、市内185か所に設置されている防災行政無線(固定局)について、災害時の情報伝達手段のさらなる強化を目的として、高性能スピーカーの導入や配置箇所の適正化のための整備により、聴取困難地域の解消を図っていくことを記載します。(地震 1.2-5)

② 家具転倒防止器具の設置費用の補助制度の開始

令和7年7月より、災害時に高齢の人や障害のある人の安全を確保するため、家具などの転倒防止器具設置費用の補助を開始しましたので、当該事業について記載します。(地震 1.4-6)

- 【対象器具】 L型金具、ベルト式金具等
【主な対象家具等】 (家具) タンス、食器棚、書棚 等
(電化製品) 冷蔵庫、テレビ 等
【補助上限額】 20,000円



③ ヘリコプター臨時離発着場適地の拡充

要救助者の救出や傷病者等の搬送のため、陸路による経路が絶たれた際にも空路からのアクセスを可能とすることを目的として、宿泊可能避難所に指定されている市立の小・中学校及び高等学校、特別支援学校の屋外運動場 81 か所をヘリコプター臨時離発着場適地として指定したことから、一覧に反映します。(資料編:資料11)

その他該当ページ	
地震	1.8-5

④ 安心登録カード事業の制度変更

令和6年度までは、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会が実施する安心登録カード事業と連携を図り、平時及び災害時に要配慮者の情報の把握をすることとしておりましたが、安心登録カードは「平時の見守り活動」を主軸とした事業へ改訂されたことを受け、記載内容を修正しました。(地震 2.7-2)

その他該当ページ	
地震	1.9-3/9-4
風水害	2.8-5

⑤ 南海トラフ地震関連情報発表時の職員参集基準等の見直し

令和7年3月、国の中央防災会議により、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の被害想定の見直しが行われました。

推計に使用した地形データの高精度化などにより、本市の被害予測は、想定震度は5強から5弱へ見直されるなど、平成24年度に公表された規模よりも減少しています。

この想定を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表に係る参集基準及び配備体制基準の一部見直しを行いました。(地震 2.1-4)

⑥ その他

- ・災害廃棄物の処理に、被災建築物の解体・撤去について記載 (地震 2.14-3)
- ・被災地への保健師等チームの派遣について記載 (地震 2.19-2)
- ・高潮、洪水、雨水出水対策等について記載 (風水害 1.4-1/4-2 風水害 2.8-4/8-6)
- ・船橋市耐震改修促進計画に基づく、住宅耐震にかかる目標の改訂を反映 (地震 1.3-4)

4 土砂災害(特別)警戒区域等の指定に伴う修正

土砂災害(特別)警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域として指定されるものです。令和7年に土砂災害警戒区域143か所、土砂災害特別警戒区域114か所、急傾斜地崩壊危険区域2か所が新たに指定されたことに伴い、所要の修正を行います。(資料編:資料23)

5 内水氾濫からの避難が可能な一時避難場所の指定に伴う避難施設一覧の修正

ハザードマップ等にて公開している内水浸水想定区域の一部が、令和6年8月に、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域に指定されたこと等を受け、内水氾濫(※)から一時的に避難するための指定緊急避難場所(一時避難場所)を82か所指定いたしましたので一覧に反映します。

※大雨で排水できなくなった雨水がマンホール、側溝や水路等から溢れて発生する浸水 (資料編:資料1)

6 その他時点修正や軽微な文言修正等

編	該当ページ	主な修正内容
第1部 総則	<p>総則1.</p> <p>1-1/1-2/1-5/2-2/2-4/2-5 3-3/3-4/3-5/4-5 5-2/5-5/5-6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本(株)法人名の更新(1.2-4 他) ・新京成電鉄(株)廃止に伴う反映(1.2-5 他)
第2部 地震 津波 災害対策	<p>地震1.</p> <p>1-2/1-3/1-4/1-6 2-1/2-3/2-4/2-5/2-6/2-7 3-4/3-6/3-8/3-10 4-3/4-4/4-8/4-9/4-10/4-11 4-12/5-8/6-2/6-3/6-4/6-6 7-1/8-2/8-4/8-6/9-5</p> <p>地震2.</p> <p>1-1/1-3/1-5/1-11/1-18 1-19/1-23/1-25/1-30 2-1/2-2/2-5/2-6/2-8/2-9 2-15/2-17/2-19 3-1/3-3/3-4/3-8 4-1/4-2/4-3/4-5/7-1/7-3 7-6/7-8/7-9/7-14/7-15 7-16/7-17/7-19 8-1/8-2/8-3/8-4/8-5 9-2/9-3/10-3/11-4/11-6 12-3/12-4/12-6/13-3/13-8 14-4/14-5/14-6/14-7/14-8 14-9/14-10/14-11/14-13 15-1/16-4/17-4 18-1/18-2/18-3</p> <p>地震3.</p> <p>3-13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織結成数の時点更新(1.1-2) ・県設置の観測点数の時点更新(1.2-5) ・橋梁防災計画の更新(1.3-4) ・海岸保全施設の耐震整備に関する記載の修正(1.3-8) ・宅地造成工事規制区域指定に関する反映(1.4-3 他) ・備蓄目標の整理(1.7-1) ・集積場所・輸送拠点の確保について修正(1.8-4 他) ・第2協力班の復旧期に関する分掌事務の追加(2.1-23) ・「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改訂年月の更新(2.2-19) ・電力会社による広報活動の内容について修正(2.3-3) ・消防体制に関する受援計画の文言整理(2.4-3) ・災害医療協力病院の衛星通信機器の設置について記載(2.8-1) ・医療救護に係る県との連携について整理(2.8-3) ・重症傷病者に係る搬送体制の整理(2.8-4) ・専門ボランティアの受付について記載(2.8-6) ・医療機関・福祉施設等への給水体制の整理(2.13-3) ・災害救助法の適用となる救助の種類追加(2.17-4)

編	該当ページ	主な修正内容
第 3 部 風水害 対策編	風水害 1. 4-2/4-4/4-5/11-1/11-2 風水害 2. 1-1/1-2/1-5/1-17/2-7 3-4/4-1/5-2/8-1/8-2/8-4 8-5/8-6	<ul style="list-style-type: none"> ・「線状降水帯」に関する名称の修正(2.1-5) ・災害対応状況報告に係る GIS 利用の留意事項について記載(2.2-7) ・避難情報の発令基準(警戒レベル)の更新(2.8-1 他) ・高潮警報等発表時の避難に関する記載の整理(2.8-4)
第 4 部 大規模事故 対策編	事故 2. 1-1/1-3/1-4/1-6/1-7/2-1 2-3/3-2/3-4/3-5/4-1/4-3 5-2/5-5/6-2/6-4/7-1/7-3 7-5/7-6/8-2	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急班の活動体制に関する整理(2.2-3) ・海上災害時に係る消防局の活動内容の整理(2.4-1)
第 5 部 その他災害 対策編	その他 1. 3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の担当部局の整理(1.3-1)
資料編	資料1 資料2 資料3 資料6 資料10 資料15 資料17 資料18 資料19 資料21	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の名称変更(資料1) ・防災行政無線設置施設の追加・名称変更(資料2) ・耐震性貯水槽設置施設の名称修正(資料6) ・協定の追加・法人名称変更(資料10) ・災害記録の更新(資料15) ・浸水想定区域等の要配慮者利用施設等の更新(資料17) ・防災会議委員の更新(資料18) ・緊急地震速報について記載(資料19) ・洪水注意報警報の発表基準の更新(資料21)

7 委員のご意見を反映した主な修正

委員	該当ページ	新	旧
東京電力 パワーグリッド株式会 社	地震 2.3-3 (主な広報活動 の内容)	○断線、電柱の倒壊折損等を発見 した場合は接触を避けるととも に、 速やかにコンタクトセンターに 通報すること ○ 建物の倒壊により損傷した屋内 配線、電気機器は危険なため使用 しないこと ○ 浸水、雨漏りなどにより冠水し た屋内配線、電気機器等は危険な ため使用しないこと	○断線、電柱の倒壊折損等を発見 した場合は接触を避けるととも に、速やかに <u>最寄の事業所</u> に通報 すること
	地震 2.11-4 (電気の応急復 旧)	② 浸水、建物倒壊地により 送電 を継続 することで二次災害発生のお それがある場合は、 送電を停止 し、関係各機関に連絡するととも に、必要な措置を講じる。	② 浸水、建物により <u>運転すること がかえって危険であり、事故を誘発 するおそれがある場合または運転 不能が予測される場合は、運転を停 止し、関係各機関に連絡するととも に、必要な措置を講じ待避する。</u>
	風水害 1.4-4 (電力施設対 策)	① 送電設備 東京電力パワーグリッド株式会 社は、関係法令等により送電線・支 持物等を設置し、保守・保金を継 続する。	① 送電設備 <u>送電線が経過する地域の状況に応 じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査 検討により想定する。これにより想 定される着雪過重に対処して、電線 及び支持物の強度を適切に定める とともに電線の着雪・着氷による 短・地絡事故防止のため、電線配列 の適正化や難着雪対策等必要な措 置を講ずる。</u>
NTT 東日 本株式会 社	資料 10 資料 18	【法人名の修正】 東日本電信電話株式会社から NTT 東日本株式会社へ修正	
東京管区 气象台銚 子气象台	資料 19	緊急地震速報について追記	
	資料編 21-1	【洪水注意報、警報の基準の更新】 流域雨量指数基準及び複合基準の更新	
葛南土木 事務所	資料23	【土砂災害(特別)警戒の新規指定に伴う追記】 ・令和7年9月5日付け指定 ・令和7年11月21日付け指定	